

豊岡市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットとよおか」規約

(目的)

第1条 豊岡市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットとよおか」(以下「連絡協議会」という。)は、豊岡市内において地域社会への貢献をめざす社会福祉法人のネットワーク化を図り、各法人の専門性を活かしつつ、会員相互の連携・協働を通じて、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、連絡協議会の目的に賛同した豊岡市内に事業所を置く社会福祉法人とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の連携による公益的な取組
- (2) 会員の連携による地域の課題解決のための社会福祉事業及び公益的事業
- (3) その他、連絡協議会の目的達成に必要な事業

(会計)

第4条 連絡協議会の経費は、会費・助成金・寄附金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第5条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員)

第6条 連絡協議会に次の役員を置き、会員の中から総会で選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 監事は、連絡協議会の会計及び事業を監査する。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 欠員の補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は会長が招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会に議長を置き、会長がこれにあたる。

3 総会は、役員選任、予算、決算、事業計画、事業報告、規約の改廃、その他連絡協議会の運営に係る必要な事項について議決を行う。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

5 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、代理の者を出席さ

せ、表決を委任できる。

6 前項の場合においては、会員は出席したものとみなす。

7 総会の決議は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(正副会長会)

第8条 正副会長会は、次の事項を決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を必要としない連絡協議会の会務の執行に関する事項

2 正副会長会は会長が招集し、必要に応じて開催することができる。

(実務担当者会議)

第9条 連絡協議会に、第3条に掲げる事業の研究・検討等を行うために実務担当者会議(以下「担当者会議」という。)を置く。

2 担当者会議は、各会員で実務を担う者で構成する。

3 担当者会議は、次の役割を担う。

(1) 会員相互の情報交換

(2) 豊岡市内の福祉ニーズの把握

(3) 会員及び関係機関との連携による公益的な取組等の企画・検討及び実施

4 担当者会議に、必要に応じて分科会を置くことができる。

(豊岡市との連携)

第10条 連絡協議会は、第3条の事業に関して、情報共有等を通じて豊岡市と連携を図る。

(事務局)

第11条 連絡協議会は、事務所を豊岡市城南町23番6号 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会内に置き、その庶務及び会計は社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会が担う。

附 則

1 この規約は、平成30年9月27日から施行する。

2 連絡協議会設立時の役員の任期は、第6条第5項の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。